

令和5年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和5年12月12日(火) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	7番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
2番	牧 野 牧 子	8番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
3番	藤 野 定 幸	9番	西 尾 幸太郎	15番	米 澤 壽 重
4番	齋 藤 則 子	10番	池 田 賢 治	16番	池 田 信 博
5番	田 中 一 隆	11番	安 部 大 助		
6番	大 江 寿	12番	前 田 芳 樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	宇 野 慎 一
副 町 長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘	施 設 管 理 課 長	増 本 直 行
総 務 課 長	吉 田 隆	危 機 管 理 室 長	曾 我 部 一 彦
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	水 産 振 興 室 長	橋 本 博 志
財 政 課 長	長 田 寿 幸	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
税 務 課 長	池 本 繁 樹	總 務 学 校 教 育 課 長	金 井 和 昭
町 民 課 長	和 田 美 由 貴	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	布 施 支 所 長	山 根 淳
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江 和 彦	五 箇 支 所 長	藤 野 一
環 境 課 長	原 秀 人	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
エ ネ ル ギ ー 対 策 室 長	野 津 寿 天	中 出 張 所 長	茶 山 宏
商 工 觀 光 課 長	鳥 井 登	中 央 公 民 館 長	田 中 挙
農 林 水 産 課 長	河 北 尚 夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 齋賀千春

1. 町長追加提出議案の題目

議第 129号 工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕

議第 130号 工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場電気機械設備工事〕

議第 131号 令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第7号）

議第 132号 令和5年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

同意第10号 隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣言 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程 第 1. 質疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第92号「隱岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」から、議第128号「令和5年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの37件の議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願ひいたします。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

はじめに、9番：西尾幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

おはようございます。早速ですが通告に従いまして質問したいと思います。

小学校費・中学校費の入学準備支援事業について、今回新たに新設された事業であるとは思いますが、説明を聞いておりますと、物価高騰対策と子育て支援両方の側面があるの

かなという風にも感じましたが、物価高騰対策だとどちらかというと一時的な事業なのかなという風なところと、子育て支援となるとこの町の施策として今後ずっと続けていく事業なのかなと。どっちなのかなというのが正直に疑問に思いまして、これは継続的な事業なのか、それとも一時的な物価高騰対策の側面が強い事業なのかどういった考えなのかちょっと説明をお願いします。

○番外（総務学校教育課長 金井和昭）

おはようございます。

それでは、この事業が継続的な事業なのか一時的な事業なのかという点についてお答えいたします。議案資料の2の114ページ、115ページをご覧いただきたいと思います。こちら補正の内容を記載しておりますが、小中学校に入学するお子様がいる家庭につきましては一時的に大きな出費があると、これが負担となっている。今回この事業計画した中でこの部分が大きな部分となっております。また併せて近年の物価高騰の影響等々もありますが、一時的に大きな出費があるということ、これが前提となっておりまして、今後社会情勢等の変化等見据えながら検討が必要になる時期があるかと思いますが、今のところは継続しての事業実施という風に考えております。

○9番（西尾幸太郎）

考え方として、余程のことが、情勢が変わらない限りはですね、しばらくは続けていく事業だということで理解しました。今回対象経費については資料として出ているので理解はしておるんですが、どのように保護者の方たちに、こういった支援が行き届くのか、そのあたりの制度設計なんかはどのように今考えているのか説明をお願いします。

○番外（総務学校教育課長 金井和昭）

どのように支援がというところでありますが、支給にあたりましては交付要綱等定めて、しっかりと事業実施する必要はあると考えておりますが、今のところ支給要綱策定までには至ってません。しかしながら対象者については新一年生となる児童生徒の保護者。支給につきましては各1セットを現物支給する。またその代金の支払いにつきましては販売業者へ町が直接支払う。こういったことをふまえた要綱を策定したうえで 事業の方は実施したいと考えております。保護者の皆さんにつきましては、これがこの議会で認められましたら、早急にこういった事業を考えていますということも合わせて周知の方はしっかりとまいりたいと考えております。

○9番（西尾幸太郎）

本来であればこういった事業、提案される時点ではきちんと議会の方に示していただきたいなとは思うんですが、ただ2月・3月にこういった準備がしなきやいけない、学用品なんか準備しなきやいけないということで、急いで事業立案したのかなというところも理解できますので、今後についてはきちんと規約等も示しながら議会の方に説明をしていただきたいなという風に思います。

次の点なんですが、今回小学校中学校と限定されていて、なぜ高校生の入学予定者は対象にならないのかなという風にも疑問に思いました。子育て施策の中でやるのであれば、今回医療費なんかは高校生も含んだ状態になったのでそこは評価してたんですけど、そのバランスがきちんととれてないのかなと、なんで高校生も入学するときには一定の負担が家庭には掛かるのに、なぜ今回は高校生は対象にならなかったのか、そこら辺の議論はどのようにされたのか説明をお願いします。

○番外（総務学校教育課長 金井和昭）

高校入学者がなぜ対象ではないか、どういった議論がされたかという点であります、たしかに高校進学時にも大きな出費があるということは私自身も認識しておりますが、今回この事業を計画するにあたりましては義務教育の中でということを前提に検討させていただきました。なお中学校卒業後の進路につきましてはみなさん様々ではありますが、町内の学校に進学された生徒さんに対しましては、「高校魅力化事業」の中で研修旅行でありますとか、部活動遠征費等の費用の一部を支援させていただいております。そういったところもご理解いただければという風に考えております。

○9番（西尾幸太郎）

交付の仕方についてのところだと町の方が一括して支払うということなんで、高校になると進学先も変わるので今回対象にならなかったというのは多少は理解できるんですけど、ただやっぱり高校生も隠岐の島町の子どもでありますし、家庭のベースが隠岐の島町にある限りでは子育て支援の対象としてみるべきなんじゃないかなという風にも思いますので、今後きちんとこういった「入学準備金」に関してもアップデートしていくとは思いますので、そのあたり期待して質問を終わりにしたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、西尾幸太郎議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

みなさんおはようございます。

それでは通告書の内容に従って質問いたします。まずははじめに、木質ペレット製造施設管理運営事業の施設整備費のトラックスケール設置工事費の減額についてであります。トラックスケール設置工事を今年度見送るとした理由が、工事費が過大となった為とそういう風に資料には説明がありました。しかし、そもそも木材の搬入重量に応じてこういった購入するやり方自体が、立米、立方メートルで取引する木材取引の基準に沿ったものとはいえないのではないか、ということで製造施設内にトラックスケールを設置すること自体、必要性がなかったのではないかという風に考えております。トラックスケールの必要性について伺います。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

それではお答えします。製材用の原木等の価格設定が高い木材は出荷する木の長さや太さなど規格に合った単位で出荷することから、立米換算することが容易であり基準となる単位は通常立米（m³）を使います。一方フィット売電を伴う発電事業に使用する未利用材は価格設定の低い曲がった木、木の根元部分、長さや太さがまばらな間伐材など立米（m³）換算することが困難であることから全国的にも重量換算により取引を行っており、実際のフィット売電の際に使用する未利用材の木質バイオマス証明書にも重量換算により証明を行っております。本町においても町内林業事業体との意見交換をもとに重量換算により取引を行うことを確認したうえで、トラックスケール等の施設整備を行っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

ただいま室長から説明を受けましたけど、本町がこれから生産する発電用ペレットの原料が、今説明があったような曲がった木とかですね、木の根元部分そして長さや太さがバラバラな間伐材そういうものを使用するという説明であります。極めて安価な未利用材を使い生産するということを説明を聞いてはじめて知ることができました。またフィット売電を伴う発電事業に使用する未利用材を使用する場合には、通常の立米換算による取引は実情に合わないということを今の説明で理解できたところなんんですけど、ただ6月定例会で補正予算を上程する際の産建の常任委員会に提出した資料を見てみると、どの資料も原材料費のところに丸太材購入費という風になっています。ということは丸太材というのは想像すればある程度の太さを持った、だいたいまっすぐな長さの木じゃないかと、たぶん執行部の皆さんもイメージすると思います。私もそういう風に理解しました。だから今回丸太材を使って発電用

のペレットを作るんだと。丸太材であれば当然先ほども説明があつたように丸太の径と長さで容量は出るという風に理解をしております。そこで今の説明を聞いて非常に不安になったのは、今回そういう極めて安価な未利用材を使ってはたして発電用のペレットが作れるかどうかという新たな大きな不安材料が出てきたんじゃないかなという風に思っております。いろんなSNSで資料を見ますと、このペレットに関しては発電用のペレットというのは極めて質の高いペレットが必要だという、品質が求められております。今の説明のように未利用材のそういう曲がった木とかですね、皮の除去されてない皮つきのままペレットを作るとなると、今現在製材で出てくる端材を使ってるペレットとほぼ内容的には品質的には同じようなペレットしか作れないのではないかという風に思っております。担当室としてどうお考えでしょうか。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

発電用に使うペレットについては、日本木質バイオマスエネルギー協会の品質規格を満たしているという風に鴻池組から報告を受けております。また今年度実際に本町に導入予定のドイツのエントレンコ社の発電機は福島県と千葉県にあります。そこに本町の未利用材を使用したペレット持って行って実証実験をして確実に発電できるということを確認しておりますので報告いたします。

○7番（村上謙武）

という説明がありましたけど、こういった未利用材を使ってですね発電する場合にはフィットの規定で40円、キロワットあたり40円の買い取りが認められるということで、この認定を受けるためには、その都道府県の林務担当者と森林組合などの木材提供者を伴ったうえで行われる林野庁でのヒアリングをクリアしなければならないという風に資料には書いてあるんですけど、そういうことで今年度製造した本町の発電用ペレットが林野庁のヒアリングをクリアしたかどうか、そういう連絡は受けていますか。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

報告を受けておりますのは、もちろん未利用材がどっから供給できるかという担保を取る必要がありますので、そういう「証明書」を窓口である中国経産局の方に提出してフィットの認定を受けておると報告を受けております。

○7番（村上謙武）

ただいま今年度生産したペレットを、すでに他の県で使って性質的には問題がないという風な説明がありましたけど、今年度10月から製造を開始しているんですけど、この10月、11

月で何トンの発電用のペレットをすでに製造したのかということをお聞きします。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

現在のペレットの製造状況です。購入予定の重機の納期が整備に時間がかかり納期が遅れることがありました。したがってボイラー用のペレットを現在40トン先行して製造しております。重機納品後2月初旬より未利用材を使った発電用ペレット110トンを製造する予定です。これに先立ち年明け1月に、林業事業体と原木の納品の段取り等の詳細な内容を詰める予定となっています。

○7番（村上謙武）

それでは次の質問に入りたいと思います。トラックスケールを設置しないということで今年度清掃センター、リサイクルセンターのトラックスケールを借用し運用することとしていますが、通常のごみ処理事業に支障をきたす恐れがあるんではないか、運送トラックの搬送距離の増に伴う運搬費や運送時間の増加が予想されるところです。一度の運送で2回計量する必要性から実態に即した対応とは考えられないんですけど、もうすでに何回ぐらい実施したでしょうか。

○番外（環境課長 原秀人）

おはようございます。環境課の原でございます。2点目の説明ですが清掃センターのごみ処理業務に支障というところがございますので、私の方から回答させていただきたいという風に思います。まず通常のごみ処理場の支障をきたす恐れについてというところですが、自己搬入される車の台数のところで清掃センターでは日平均約120台、リサイクルセンター日平均約30台であり、ごみ処理業務に大きな支障をきたす恐れはないという風に判断しております。運送トラックの搬送距離の増に伴う運搬費や輸送時間の増加の対応についてというところですが、ペレット発電事業が来年の7月を一応予定しておりますが、その準備および開始するまでに役場関係部署および隠岐グリーンパワー・林業事業体と情報交換をしながら対応について検討したいと考えております。また西郷浄化センターの計量器を借用して搬送距離の増に伴う運搬費や輸送時間の軽減に向けても協議を進めているところでありますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○7番（村上謙武）

理解ができました。

それでは次の質問です。観光振興事業の観光地付加価値化事業費補助金3,500万円の増額についてですけど、この増額の内容については質問はございませんけれども、ただ説明資料

の2の100ページにこの事業の内容が出ておりまして、その中に今年度の予算事業費が2億9,386万円という風に出ておりましたので、他の予算資料と照らし合わせたときに、どうしても事業費の金額が確認できなかったということで質問したわけですけど、当初予算の資料の中にナンバー8の負担金補助金助成金調べという資料がありますけど、そこをみたらですね、この国からの補助金1億円も含めて今年度の事業費の予算は2億円という風に出ていたので、国の補助金が予算の方に計上されていないなという風に判断いたしまして質問したところでございます。以上です。

○番外（商工観光課長 鳥井登）

よろしくお願ひいたします。説明用の資料を1部ペーパー準備いたしましたのでそちらの方で説明の方させていただきます。これですね当初とこの度の補正の事業費の構成また交付の流れにつきましてまとめたものでございますのでこちらの方でご説明申し上げます。実施主体、5年度の総事業費等につきましては記載のとおりでございます。事業費の構成内訳表の方に示しております中ほどの表をご覧ください。このうちの左側が当初の予算の形となっております。先ほど議員の方からおっしゃられました補助金・負担金調べ、ここには歳入歳出総額が2億円という形でそれぞれの財源内訳も示してあったと思います。補助金がそのうち1億6,000万円ございます。国・県・町がそれぞれ補助率の定めによりまして、表の中の額面のとおりの組立になっております。このうち国の補助金につきましては、国土交通省・観光庁の方のものを活用いたすものとなっておりまして、ただしこれはルールによりまして、国から直接事業主体に交付されるというものでございます。ということは町の会計予算は経由しない直接的な補助金の流れとなるというものでございます。一方県の補助金は黄色で囲つてあるところでございますけれども、いったん町の方へ入りまして、町分と併せて事業主体に交付するという立て付けになっておりますので、当初予算には6,000万円という相当額を計上しているところでございます。さきほど補助金・負担金調べは2億円の総額、事業費の全体の姿を見せながら左の欄のところに令和5年度のところの交付額という項目があると思います。そこには6,000万円という数字が記載しておりますので、予算説明としては町の歳入歳出で計上するもののみを説明させていただいておりますので、さきほど言いました1億円というのは、この直接補助になる部分が抜かっているのではないかということではなかつたかと思っております。こうのような立て付けになっておりますということをご理解いただきたいと思います。

この度の補正計上したものについてでございますが 中ほど表の右側の方をご覧いただ

きますと、今度これ省庁が変わりまして、総務省の方の補助金を活用いたします。補助金額が3,500万円、赤で囲ってあるところをご注目いただきますと、国が4分の3、町が4分の1という定めによりまして、このような額面となっております。ただ今回の国の補助金につきましては町の会計を経由して町分と合わせて事業実施主体の方へ交付されるという設えになっておりますので、それぞれ歳入・歳出予算の方に計上しているということでございます。このように国も省庁によりましてそれぞれ制度が設定され、そのルールに則って補助の事務の方が進んでいくわけでございますが、令和4年度におきましてもこのほかにも経済産業省の「事業再構築補助金」なども事業主体に直接補助されるものでございました。また内閣府の有人国境離島の関係の補助金などは、町の方を経由して町の方から事業実施主体の方へ交付されるというようなものもございましたように、今いろんなケースで補助の事務の流れができるという風なことでございますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○7番（村上謙武）

疑問が解けましたので終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

日程第2.町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第129号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕」から同意第10号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の5件を一括して議題とします。

日程第3.提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました5件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長池田高世偉）

おはようございます。それでは、本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第 129 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕」についてであります。去る 12 月 1 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 6,270 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 130 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場電気機械設備工事〕」についてであります。去る 12 月 1 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 旭電機が落札いたしましたので、同社と契約金額 2 億 240 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 131 号及び議第 132 号の 2 件につきましては、令和 5 年度一般会計及び下水道事業特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 131 号の「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、1 億 4,500 万円の追加であります。補正後の予算額を 180 億 2,909 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容は、物価高騰対応重点支援給付金事業に要する経費を計上しております。

次に、議第 132 号の「令和 5 年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、580 万円の追加であります。補正後の予算額を 20 億 3,756 万円とするものであります。

補正の内容は、落雷により壊れた機器を更新する必要が生じた事による施設管理費の増額であります。併せまして「地方債補正」を行うものであります。

次に、同意第 10 号の「隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、常角 敏 氏が、来る 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、5 件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 10 時 01 分）

（全員協議会開会宣言 10 時 01 分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時12分）

（本会議再開宣言 10時12分）

日程 第 4. 質疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました5件の議案について、質疑を行います。

はじめに議第129号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕」について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第130号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場電気機械設備工事〕」について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第131号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第7号）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番：高宮陽一議員

○14番（高宮陽一）

物価対策の部分でお聞きをしたいと思いますけども、家計急変世帯ですね、これについては大変確認が大変だとは思いますが、申請が必要ということですね、そこには「所得証明書」とかそういうことを付けるようなことがありますでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長広江和彦）

家計急変世帯につきましては、申請書類の中で家計として令和5年1月から12月の収入の状況がどのようにになっているかということを確認するうえで、資料を付けていただくことになります。

○14番（高宮陽一）

一般の方はなかなかこのへんが分からぬと思いますので、この住民周知の際にはそちらあたりのところをしっかりと説明をして、できるだけそういう方が申請漏れがないように、ひとつ努力をいただきたいという風に思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（池田信博）

他にはありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第132号「令和5年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

最後に、同意第10号「隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出されました町長提出議案の、議第92号「隱岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」から、議第128号「令和5年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの37件、および本日追加提出された、議第129号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕」から議第132号「令和5年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」までの4件の計41件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案41件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12月13日から12月14日までは常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12月15日に開催します。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 10時16分)

以 下 余 白